

独立行政法人経済産業研究所 年度計画

1. サービスその他業務の質の向上に関する目標達成のために取るべき措置

(1) 中長期的な経済システム改革ニーズを踏まえた研究プロジェクトの実施

9つの研究クラスターのもと、以下の研究プロジェクトについて、理論的・分析的フレームワークに基づいた客観的な政策研究・提言活動を行う。

なお、研究プロジェクトは、その必要性、発展性等を踏まえつつ、拡充、再編、廃止、追加的な実施等を行っていくものとし、その進捗状況によっては、次年度以降の継続的な実施もありうる。

IT革命と経済システムクラスター

- ・ 企業システムの進化
- ・ ITの経済効果・生産性
- ・ IT時代の経済ルール・知的所有権
- ・ 政策形成におけるナレッジマネジメント

企業組織・経営・法制、雇用契約クラスター

- ・ コーポレート・ガバナンス
- ・ 企業関連法の再検討
- ・ 多様な雇用契約

規制・競争政策と政策・行政評価クラスター

- ・ オークションなどマーケット・デザイン
- ・ 電力・通信市場等の規制制度
- ・ 各種政策評価

研究開発と技術、産学協同クラスター

- ・ 創造的な研究開発メカニズムの解明
- ・ 技術波及メカニズムと産学官の有機的連携
- ・ 人材育成と流動化

国際政治経済関係・国際経済法クラスター

- ・ 新国際政治経済レジーム
- ・ 持続的な発展と国際政治経済戦略
- ・ 経済法の国際的調和

アジア経済・地域統合クラスター

- ・ アジアにおける経済統合
- ・ アジア各国制度の比較制度分析
- ・ Asian Networking of Economic Policy Research

政治経済社会システムクラスター

- ・ 政治経済の統治構造

- ・都市経済と地方分権
- ・NPO / NGOとその役割
- ・産業政策の変遷

マクロ・国際金融、財政・金融構造クラスター

- ・国際マクロ
- ・財政構造の政治経済分析
- ・社会保障制度のデザイン
- ・金融・企業・産業システム改革の補完性

計量分析、データ・ベースクラスター

- ・定量的実証分析
- ・計量経済分析
- ・デジタル・ニューディール

(2) 研究・提言のための実施体制・実施方法の確保

研究・提言のための実施体制・実施方法の確保

中期計画に掲げられている「2. 研究・提言のための実施体制・実施方法」に記載されている内容の着実に取り組む。

発出されるアウトプットに関する計画

中期計画を踏まえ、以下に努めるものとする。

(質的な側面での実現)

- 現下の政策当局では、発想できないような、あるいは取り組まれていないような中長期的な経済システム改革の視点に基づく斬新な政策研究・提言活動を実現する(時々の方策立案・実行をミッションとする政策当局と役割面において補完性を確保する)
- これら斬新な政策研究・提言活動によって、効果の薄い政策の改善・廃止や新しい政策の導入に資する理論的・分析的基礎を提供する
- 政府の意思決定・政策形成に影響力のある書評や有識者間での政策論争に研究所の研究成果・提言内容が関与した実績を確保する
- 個々の研究員は、研究成果のユーザーとして、有力な人・組織を引き寄せる
- 研究自体を自己目的化せず、中長期的な政策ニーズに資する政策研究・提言活動を実現する

(指標面でのアウトプットの実現)

なお、これら質的に充実した政策研究・提言活動を実現した結果として、相応のアウトプットが発出されることも期待される。これらについては、それが生じた様々な背景、要因等によって大きく左右されうる点を十分踏まえる必要があるが、さしあたっては、以下の実現を図るものとする。

また、これらアウトプットについては、質的な側面での充実も重視するものとする。

- 経済政策分析シリーズ、経済政策レビューを3冊以上刊行する
- 国際シンポジウムや専門誌等でのディスカッションペーパー等の論文発表を20件以上確保する
- 任期満了後の転籍によって処遇が向上した研究者の比率を50%以上確保する
- 流動的な雇用形態(任期付任用、非常勤、兼職等)の占める割合を50%以上確保、大学教官等の外部兼任、外国人、大学院生、ポスドク等の活用実績を確保する
- 転籍研究者のその後の博士号の取得者の実績を確保する

- ホームページからダウンロードされた論文のべ件数及び政策部局等からの調査研究業務協力依頼件数を各々100件以上確保する
- アンケート調査等により、研究所の研究・提言内容に対するユーザー評価、開催したコンファレンス、セミナー等の内容の充実度に対する参加者の評価を受け、各々50%以上の満足度を確保する
- コンファレンス、セミナー等の開催のべ件数を5件以上確保する
- 外部との共同研究実施件数を20件以上確保する
- ニュースレターを月1回以上発行する
- ホームページのヒット件数を10万件以上確保する
- 政策形成プラットフォーム(知識ベース)への全アクセス件数を2万件以上確保するとともに、活発な活動を行っているプラットフォームを3個以上確保する

2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置

(情報システムを活用したパフォーマンス向上に向けた取り組み)

- ナレッジマネジメントの手法を活用して、種々の政策研究、提言活動を電子ベースで全面的にバックアップする。具体的には、ウェブサイト上のバーチャルな会議の設定によって意見交換の際のインタラクションを高めたり、各個人が持つ政策に有用な無形の知見・情報、研究所の研究成果・提言内容、政策ケーススタディを電子媒体として知識ベース化することによって、その利便性を向上させる。また、これらの知識ベースは、原則としてウェブサイト上でオープンにすることで幅広い提供に資する。
- なお、このような政策形成プロセスにおけるナレッジマネジメントの活用の方法論については、モデルケースとして情報提供を行う。

(人的体制における取り組み)

- 任期付採用、外部兼任研究者等の手法を活用することで、研究プロジェクトの設定・再編に応じて、各々の専門分野の研究者の弾力的採用や最適配置を図る。また、研究プロジェクトにおける個別課題に関して、大学院生やポスドク等の若手の研究者を機動的に活用し、研究活動の効果的・効率的な実施を実現する。
- これらを通じて、研究者に蓄積されている専門的知見の政策形成への活用の機会の拡大を図るとともに、若手研究者の研究活動を行う上での政策的マインドの涵養にもつなげていく。他方、政策実務者は、これら専門的知見を持つ研究者との密接な共同研究、議論を通じて、政策立案能力の向上を図る。
- 管理部門(会計担当、出版担当、コンファレンス担当等)に民間のスペシャリストを登用し、政策研究・提言活動のための支援業務を円滑に実施する。

3. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

予 算

（千円）

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	2,048,919
受託収入	160,283
普及業務関係収入	1,068
計	2,210,270
支出	
業務経費	1,935,245
うち 調査及び研究業務関係経費	1,544,781
うち 政策提言・普及業務関係経費	113,636
うち 資料収集管理等関係経費	276,828
受託経費	160,283
うち 経済構造改革支援共同研究関係経費	62,060
中小企業政策研究関係経費	78,223
ものづくり基盤技術実態調査関係経費	20,000
一般管理費	114,742
計	2,210,270

[人件費の見積もり] 運営費交付金のうち、638,351千円を支出する。

[退職手当財源の考え方] 退職手当については、運営費交付金を財源とする。

収支計画

区 別	金 額
費用の部	2,210,270
經常費用	2,210,270
調査及び研究業務費	1,544,781
政策提言・普及業務費	113,636
資料収集管理等業務費	276,828
受託業務費	160,283
一般管理費	114,742
収益の部	2,210,270
運営費交付金収益	2,048,919
受託収入	160,283
普及業務関係収入	1,068
純利益	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0

資金計画

区 別	金 額
資金支出	2,210,270
業務活動による支出	2,210,270
翌年度への繰越金	0
資金収入	2,210,270
業務活動による収入	2,210,270
運営費交付金による収入	2,048,919
受託収入	160,283
普及業務関係収入	1,068

[注] 財務内容の健全性を確保する観点から、資金の借入の健全性、使途の透明性、資金使途の有効性が損なわれないように努めるとともに、本来得られる収入の機会を逃さず、固定経費が発生する等硬直的な組織運営とならないよう努めることとする。

4．短期借入金の限度額

(短期借入金の限度額)

- ・運営費交付金の受け入れが最大3ヶ月遅れた場合を想定して、一般管理関係類支出の約3ヶ月分(208百万円)を短期借入金の限度額とする。

(想定される理由)

- ・運営費交付金の受け入れが遅延

5．その他主務省令で定める業務運営に関する事項

人事に関する計画

1) 方針

- ・業務を効果的かつ効率的に実施できるよう研究の実状及び重点化等に則した人員の確保及び人員の最適配置等の人事の円滑化を図る。
- ・業務内容に沿った最適人材の確保とその最適配置を通じて、管理部門への支出を適正なものとしつつ、研究関係部門への重点化を図る。

2) 人員に係る指標

- ・流動的な雇用形態(任期付任用、非常勤、兼職等)の占める割合を、50%以上とする。